

2026年より、REACH規制にホルムアルデヒドが追加されます！

★REACH規制とは…

Registration (登録)・Evaluation (評価)・Authorisation (認可)・Restriction (制限) and Chemicals の略で、2007年6月1日からスタートした欧州の化学物質管理における法規制です。

大きく下記の3つの物質リストがあります。

- ・SVHC(高懸念物質)：240物質(2024年1月)認可対象物質の候補物質。
- ・認可対象物質：59物質(2022年4月) 原則、欧州域内での上市が禁止。附属書XIV収載。
- ・**制限対象物質：76物質(2021年11月) 制限条件を遵守しない限り製造や上市禁止。附属書XVIIに収載。←ホルムアルデヒドが追加されます！**

改正内容

①2026年8月6日以降、Appendix(付録)14に規定された試験条件下で、成形品から放出されるホルムアルデヒドの濃度が以下の数値を超える場合、成形品を上市してはならない

- ✓家具および木製品・・・0.062 mg/m³
- ✓家具及び木製品以外の成形品・・・0.080 mg/m³
(対象外：野外で使用するもの、工業用または業務用に使用するもの等)

<規定された試験条件および日本(JIS規格)との比較>

試験条件	REACH規制 Appendix(付録)14 (EN717-1を拡大)	小形チャンバー法 (JIS A 1901)
温度・湿度	23℃・45%	28℃・50%
試料負荷率	1m ² /m ³	2.2m ² /m ³
換気回数	1回/h	0.5回/h
測定日数	1日2回、10日間 ※定常状態になるまで試験を実施する。算出濃度曲線の傾きが、4日間の試験期間に渡って5%以下(δ=0.05、付属書C項参照)となる時に、定常状態に達したことになる。もし、この判定条件が10日以内に達成されない場合には、試験を継続して実施すること。もし、28日間(672h)で定常状態に達しなければ、28日目(672時間)の試験結果を採用する。	1,3,7日後

②2027年8月6日以降、付録14に規定された試験条件下で、車室内のホルムアルデヒド濃度が以下の数値を超える場合、道路運送車両に搭載して上市してはならない。

- ✓車室内のホルムアルデヒド濃度が・・・0.062mg/m³
(対象外：工業用または業務用の道路運送車両、中古車)
試験条件・・・ISO12219-1(2)またはISO12219-10(3)



REACH規制 Appendix(付録)14の条件での試験は、**大型チャンバーであればご対応可能です！**
小型チャンバーでの試験設備も現在準備中のため、是非一度、お問い合わせください！



上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

大阪認証分析センター

所在地
〒552-0021 大阪市港区築港1丁目6番24号
[TEL:06-6577-0031](tel:06-6577-0031)

担当：久保
mail：kubokazuki@boken.or.jp